#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究四一〇〕報道関係者の取材源に関する証言拒 絶権(最高裁平成一八年一〇月三日第三小法廷決定)
Sub Title	
Author	石渡, 哲(Ishiwata, Satoshi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	2007
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.80, No.11 (2007. 11) ,p.114- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-20071128-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 張高裁民訴事例研究四()

ムズーニニ八号ー一四頁)一四二一号一三頁、判例時報一九五四号三四頁、判例タイー四二一号一三頁、判例時報一九五四号三四頁、裁判所時報平一八7(最高裁民集六○巻八号二六四七頁、裁判所時報

# 報道関係者の取材源に関する証言拒絶権

第一九号、平成一八年一○月三日第三小法廷決定、棄却)対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(平一八年(許)証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に

#### 事実

A社は健康・美容アロエ製品を製造、販売する企業グルーイ社は健康・美容アロエ製品を製造、販売する企業グループのアメリカ合衆国(以下「合衆国」という)における関連会社であり、X2~X6(以下X1~X6を「Xら」という)はA社の社員持分の保有会社、その役員らであら」という)はA社の社員持分の保有会社、その役員らである。

月九日午後七時のニュースにおいて、A社が原材料を水増し日本放送協会(以下「NHK」という)は、平成九年一○

本件証言拒絶」という)。

うべきであったか、 件においては、 本件基本事件被告合衆国はこれらの問題について否認ないし 報道に係る情報を漏えいしたか、 マスコミに対し、情報漏えいをすることを知り、または知り 日米租税条約二六条に定める機密保持義務に違反して日本の 持義務に違反する情報開示をしたか、②IRSは、 合衆国法規(タイトル二六、セクション六一〇三)の機密保 所に提起した(以下、「本件基本事件」という)。本件基本事 ①IRSは国税庁に対し日米租税条約および ③国税庁は日本のマスコミに対して本件 の三点が主要な争点てあり、 国税庁が

地方裁判所に申請した。同裁判所は、 手続において、日本に居住する相手方の証人尋問を前記連邦 相手方の証人尋問を実施することを嘱託した。 の裁判所に対し、上記裁判所の指定する質問事項について、 で、二国間共助取決めに基づく国際司法共助により、 イアル)のために必要であるとして、 X ら は、 本件基本事件における開示 今後の事実審理 平成一七年三月三日付 (ディスカバリー)の わが国 (トラ

は誰かなど、 れたが、相手方は質問事項のうち、 を管轄する原々審において相手方に対する証人尋問が実施さ 業の秘密に当たることを理由に証言を拒絶した 前記嘱託に基づき、平成一七年七月八日、相手方の住所地 その取材源の特定に関する質問事項について、 本件NHK報道の取材源 · (以下、

> そこで、Xらが許可抗告を申し立て、 **言拒絶には正当な理由があるものと認め、抗告を棄却した。** 条一項三号所定の職業の秘密に該当するなどとして、 に抗告したが、 らは、本件証言拒絶に理由がないことの裁判を求めて、 本件証言拒絶に正当な理由があるものと認める決定をし、 原々審は、Xらおよび相手方を書面により審尋したうえ、 原審は、 報道関係者の取材源は民訴法一九七 抗告が許可された。 本件証

### 決定要旨

抗告棄却

疑問視している。

問を受ける場合』には、 職業の秘密に当たる場合においても、 号一○七三頁参照)。もっとも、 第二○号同一二年三月一○日第一小法廷決定・民集五四巻三 困難になるものをいうと解される(最高裁平成一一年 公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が 規定している。ここにいう『職業の秘密』とは、その事項が 法一九七条一項三号は『職業の秘密に関する事項について尋 きる旨定めている(同法一九六条、一九七条)。そして、同 の事由がある場合に限って例外的に証言を拒絶することがで 証人として証言をすべき義務を負い(同法一九○条)、一定 「民訴法は、 公正な民事裁判の実現を目的として、 証人は、 ある秘密か上記の意味での 証言を拒むことがてきると 何人も **許** 

そのことから直ちに証

言拒絶が認められるものではなく、そのうち保護に値する秘

ない

(最高裁昭和四四年(し)第六八号同年一一

取材 月二六日大

0)

自

由

の持つ上記のような意義に照らして考えれば、 法廷決定・刑集二三巻一一号一四九○頁参照)。 ある。 して、 及び裁判の公正との比較衡量により決せられるというべきで 密についてのみ証 って生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見 保護に値する秘密であるかどうかは、 言拒絶が認められると解すべきである。 秘密の公表によ そ

代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して決すべきことにな 程度等と、 持つ社会的な意義・価値、 困難になると解されるので、 ると、 値する秘密であるかどうかは、 たるというべきである。そして、 となり、 |の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容| 机 報道関係者の取材源は、 価値、 将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられること 報道関係者と取材源となる者との 報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行 当該民事事件の内容、 当該民事事件において当該証言を必要とする程度 当該取材の態様、 一般に、 取材源の秘密は職業の秘密に当 当該報道の内容、 性質、 当該取材源の秘密が保護に それがみだりに開 その持つ社会的な意 間 の 将来における同 信 **東関係** 性質、 が 示 その され 損

されなければならない そして、 この比較衡量にあたっては、 次のような点が考慮

民 民の知る権利に奉仕するものである。 が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、 すなわち、 報道機関の報道は、 民主主義社会において、 したがって、 思想の表 玉 ĸ

> の精神に照らし、 道の自由とともに、 このような報道機関の報道が正しい内容を持つためには、 た憲法二一条の保障の下にあることはいうまでもない。 の自由と並んで、 十分尊重に値するものといわなけれ 報道のための取材の自由も、 事実報道の自由は、 表現の自由を規定し 憲法二一 ば な

明

証人は、 合には、 法が一 当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事 は、 得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場 正な裁判を実現すべき必要性が高く、 るため、 道が公共の利益に関するものであって、 社会的価値を有するというべきである。そうすると、 の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、 取材の自由を確保するために必要なものとして、 般の刑罰法令に触れるとか、 当該取材源の秘密は保護に値すると解すべきであり 当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公 原則として、 当該取材源に係る証言を拒絶すること 取材源となった者が そのために当該証言を その取材の手段、 取材源の秘 しかも、 当該報 針件であ 重要な 取材 方

源

方法が 益に関する報道であることは明らかであり、 これを本件についてみるに、 般の刑罰法令に触れるようなものであるとか、 本件NHK報道は、 その取材の手段 公共 介の利

がてきると解するのが相当である。

当の減少等による損害の賠償を求めているものであり、 情 事情も認めることはできない 該取材源に係る証言を得ることが必要不可欠であるといった スカバリー)の段階にあり、 でなく、また、本件基本事件はその手続がいまだ開示 的意義や影響のある重大な民事事件であるかどうかは明らか はうかがわれず、 一方、本件基本事件は、 公正な裁判を実現するために当 株価 の下落、 (ディ 社会 配

源となっ

た者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事

というべきであり、 本件の取材源に係る事項についての証言を拒むことがてきる したがって、 相手方は民訴法一九七条一項三号に基づき、 本件証言拒絶には正当な理 由がある。」

#### 評

つかある。 は妥当であるが、 件証言拒絶に正当な理由があると認めた、 結論に至る理由付けには 疑問 本決定の結 点が į,

に

聞

## 本決定の判例上の位置付けと意義

1

事訴訟における取材源

(情報提供者)

秘匿

O)

ため

旧民訴法下の昭 報道関係者の証言拒絶権が問題になった事案としては、 言拒絶が認められた。ただし、 があり、 第一審、 和五四年 抗告審、 (一九七九年) に北海道新聞記者 特別抗告審のすべてにおい 同事件の特別抗告審で

は

本件評釈の中には、本決定は、 判例であり、 の取材源に関する証言拒絶権を根拠を示して認めた最初 決定が先例とされていた。本決定は、最高裁が報道関係 下したため、これまで同事件の抗告審決定である札幌高 ある最高裁は、 その意義は大きい。そして、既に公刊され 実質的な理由付けをせずに、 取材源の秘匿に重要な価値 特別抗告を却

裁

についての証言を求める証人尋問が申請され、本件と同 なお、本件基本事件においては、本件以外にも、 わ 共同通信、 が国の裁判所で実施され、 月刊テーミスの記者ないし編集長に取材源 いずれにおいても証人は 読売新 定により取材源に関する報道関係者の証言拒絶が原則とし を認めた点で、札幌高裁の決定の趣旨をさらに進め、

本決

た

0

て可能になったと指摘するもの

もある。

してい いる。それらのうち、 証言を拒絶し、 その他の決定はすべて結論において証言拒絶を理由 に対しては報道機関および学説から強い批判が提起され の証言拒絶につき正当な理由なしとしており、とくに前 第一審決定と月刊テーミス編集長事件第一 報道の自由を守るものとして、 . る。 とくに、 拒絶の可否に関して複数の決定が下され 最高裁として証言拒絶を認めた本決定 同じ裁判官による読売新聞記者事件 おおむね好意的に受け 審決定は、 一有りと って

本決定は、

まず、

報道関係者にとって取材源

がは民訴

余地がある、

と考えている。

念も表明されている。 より証言拒絶を認めない余地を残している点に対して、 止められているが、 つぎに述べるように、 なお利益衡量に 懸

較衡量は不要とする有力説(9) 法 本決定は、 抗告審決定はかような利益衡量を行ったが、(ロン(ロ) とする通説 と認めなかった場合の利益の比較衡量をして、 証 との結論に至っている。 るところ、 性になる真実発見、 密の公表 さらに、 いう)とが対立している。 した。 言 わる読売新聞記者事件抗告審決定は利益衡量否定説を採 一九七条一項三号が規定する職業の秘密に当たるとし この点にも判例としての意味があると考えられる。 拒絶が認められるか否かは、 個々の事例で証言拒絶が認められるか否かは、 判例の立場 (証言) 少なくとも文言上は、 本件証言拒絶はこの利益衡量の結果是認できる (以下「利益衡量説」という)と、 により生ずる不利益と証言拒絶により犠 (はこれまで必ずしも明瞭ではなかった。 裁判の公正との利益衡量によって決ま 学説上は、 実務では、 (以下、「利益衡量否定説」と 利益衡量説を採用してお なお、これを認めた場合 職業の秘密であっても 北海道新聞記者事件 本件報道にか かような比 判断すべき た 秘

に関する事項であると同時に、

同条項二号所定の医師、

ただし、

取材源は、

民訴一九七条一項三号

Ò

職 紫

秘密 弁

実際には、 (その立場から、三で本決定に疑問を提起する)、 利益衡量を行っているわけではないと解釈する 本決定も

### 取材源の 「職業の秘密」 該当性

=

取材源は報道機関にとって民訴法一九七条一 活動が妨げられ、 の秘密に該当する。この点で判旨は正しい 信頼関係が損なわれ、 材源が開示されると、 報道機関の業務の遂行が困 報道関係者と取材源となる者 将来にわたる自由で円滑な取る 項三号 難になるので の職業 材

間

の

取

中でも述べられているように、 もある、と解する学説がある。たしかに、(5) とそれを信頼して依頼した事件にかかわる事項をうち明け 頼して病状等のプライ この点で、 報道機関の職務遂行に資するのみならず、 護士等の職にある者の職務上知り得た事実と同 る依頼者等の関係に共通する面がある。 してこれに情報を提供した取材源にとっても利益になる。 報道関係者と取材源 シーをうち明 報道は、 の 関係は、 ける患者や、 また、 国民が国政に関 報道機関を信頼 取材源の 医師とそれを信 本決定理由 様のもので 弁護士 秘匿は

筆者自身は、

利益衡量否定説を支持するとともに

準に対する疑問 利益衡量の必要性、

および、

本決定が提示する衡量

の

本決定は、

右のように、

取材源は職業上の秘密に当

たるとしたうえで、

個々の事例で取材源に関する証言拒絶

0

二一条による保護が及ぶと解される。これらのことを考え(16) 取材源に関する証言拒絶には憲法上の保護、すなわち憲法 主主義社会を成り立たせるために不可欠なものであるため、 適用によって認めることも、 取材源に関する証言拒絶を民訴法一九七条一項二号 考えられないではな

するについて重要な判断の資料を提供するという点で、

民

ものは別として、それ以外の職業に同号を適用することは、 義務が民訴法以外の法令において明示的に定められてい 三八条)、調停委員 公認会計士、会計士補(会計士二七条)、 立法論としてはともかく、 かし、二号では職業が限定的に列挙されているので、 (民調三七条、 現行法の解釈論としては、 家審三○条)等、 税理士 (税理士 守 る 秘

た<sub>(8</sub>が、) の証言 ちなみに、 結局そのような立法は見送られた。(9) 拒絶権についても明文規定を設けることが検討され 現行民訴法の制定過程におい て、 報道関 係者

> が認められるか否かは、 と証言拒絶による不利益の比較、すなわち利益衡量 証 言がなされることによる不利益 に

刑罰法令に触れるとか、 関するものであって、 決まるとする。具体的には、「①当該報道が公共の利益に 該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であ 「の開示を承諾しているなどの事情がなく、 ②iその取材の手段、 ii取材源となった者が取材源 方法 しかも ③ 当 Ō 般 秘

0

言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められ 公正な裁判を実現すべき必要性が高く、 るため、 当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお そのために当該証

ない場合には、当該取材源の秘密は保護に値する」(①…、 i…は筆者が加筆した)、 言い換えれ ば 証 言拒: 絶が認め

響のある重大な民事事件であるかは明らかでないとした。 に関する報道ではあるが、 られるとしている。そして、 このような利益衡量の基準の立て方には以下のような問 本件基本事件が 本件NHK報道は公共の利益 社会的意義や影

題がある、 と筆者は考える。

が証言拒絶権が肯定されるための、 には……秘密は保護に値する」 2 要件とされてい まず、③に「……といった事情 るかが、 解りにく と書かれ いが、 または否定されるため が認めら てい 基本的には るため、 れな į, ·場合

119

該民事

事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であ

れは、

直接にはわが国ではなく外国の公権力を監視し是正

る」ことが、

証言拒絶権否定ための要件、

すなわち消極的

する機能である。

しかし、

そうであるとしても、

本件基本

事件は原告である私人個人の利益を越えて社会的意義や影

要件とされてい 上の権利を保護ないし実現するための制度であるから、 なものと解するかぎり、 ある民事事件は、 ると解される。 その「意義や影響」を法律的 しかし、民事訴訟は、 私法 当

だろうか。 該事件の当事者の利益(私益)を越えて社会的意義や影響 そもそも存在しないのではない かつ直接

本件基本事件は、 外国である合衆国を被告として同国 0 響を有するものと解する余地がある。そのような訴訟につ

当然異 ならば、 害者に及ばない(民訴一一五条一項)が、 のがある。これらの訴訟の判決とて、その既判力は他の(ミイ) 事事件に社会的意義や影響力があると言うのであろうか。 や影響があると言えるかもしれない。しかし、そうである 及ぼすであろう。 の結果は、 在する薬害や公害に基づく損害賠償請求訴訟を示唆するも ない」と述べている)のであれば、 いてすらこれらを否定し去る(決定理由は「……明らかで この点につき、 (なるが 本件基本事件にも-事案によっては、 --それらがあると言えるのではないだろう それゆえ、これらの訴訟には社会的意義 本件評釈中には、 社会に大きな事実上の影響を 意義の内容や影響の仕方は いったいどのような民 同様の被害者が多数存 たし か に 被

属中の訴訟であるので、 を 基本事件は、 解するとしても、 わ 0 権利かは、 暗黙の前提にしていると思われる。 が国では 違法な行使を是正する機能がある。 右に述べたように、 般的なようである。 議論されているが、 国家賠償請求事件には公権力の行使を監 右の機能を肯定するとしても、 外国を被告とし外国に係 本決定もそのような理解 前者と解するのが現在 しかし、そのように もっとも、 本件 そ 0

か。

るものであろう。国家賠償請求権が私法上の権利か公法上

おおむね日本の国家賠償請求事件に相応す

必要であるが、

0

事件であるかを明らかにするには、

害賠償請求事件である。

それがアメリカ法上いかなる性質

アメリカ法の知識

が

裁判所に係属中の同国の公務員の違法行為を理由とする損

提にすれば、 のように、 うのが言い過ぎであるなら、 それにもかかわらず、 本決定により今後取材源に関する証言拒絶が原 利益衡量の幅は、 それらを否定している本決定を前 きわめて狭いと言える。 実際には 無いに等しいと言

うルー

ル

が社会に根付いたならは、

かような事件ほど真実

害になるという意味である。

述べているのは、

その後の取材活動における真実探究の障

仮に社会的に重大な事件の報

てなされるものではない。

道に関しては取材源に関する証言拒絶権が否定されるとい

ろう。 則として可能となったとの指摘があるが、 そのとおりであ

下の観点からも問題である。 3 「社会的意義や影響のある重大な民事事件」である 証言拒絶権の否定のための要件とすることは、 以

なり、 なら、 りうる社会的に重大な事件をめぐる真実てあるから、 をめぐる真実であり、 強制されることが、報道関係者の取材活動に対する障害に 秘匿がよりいっそう必要になるのではないだろうか。なぜ 請されるのは当然であるが、そうであればむしろ取材源の 言拒絶権が否定されること、言い換えれば、 「真実」という言葉であっても、その内容は異なる。 社会的に重大な事件であれば、 前者の真実の探求が後者の真実の探求の障害になると 前者の真実は、 それゆえ真実の探究を困難にするからである。 訴訟で真実を探究しようとして取材源についての証 当該訴訟で問題になっている報道対象 後者の真実は、 真実の発見か社会的 将来生じることのあ 法律上証 同じ ただ 筆者 言が に要

う。

たとえば、芸能人のゴシップ報道がこれに当たると言えよ

れることがあろう。ゴシップ報道には社会的重大性がな

コシップ報道による損害賠償請求訴訟で取材源

が問

わ

点を考慮して、取材源に関しては、 の報道が困難になってしまう虞が生じる。筆者は、 原則として、 報道関係者 事件 以上 この社 0)

会的重大性を利益衡量の基準にすることなく、(3) ŧ て証言拒絶権が認められない場合があり得る、と考える。 の証言拒絶権を認めるべきである、と考える ただし、 実質上報道の名に値しないものについては、 筆者は、たとえ外形上報道活動のようであって 例外とし

内容によっては例外的に取材源についての証言拒絶権が否 よれば、ゴシップ報道をすることは、 しろ、証言拒絶権を否定する根拠になる。しかし、 か、 職業に当たるとしたうえでなされるとされる利益衡量とし の判断は、 定される場合もあり得るが、そのような場合であるか否 七条一項三号の「職業」に当たらない。すなわち、 あってもきわめて低いと言える。そしてそのことがむ 職業該当性の判断としてなされるのであって、 そもそも民訴法 報道 私見に 九

衡量の基準の一つにしている。本決定も③において、 4 利益衡量説は証拠の必要性、 代替証拠の有無を利益

121

しかし、

必要性を欠く証拠については、

もともと証

拠 調

該証 権を否定するための要件としている [言を得ることが必要不可欠である」ことを、 証言拒絶

利益 拒絶権を認めるのは、 定説の立場に立つ先行学説が述べているように、 義があるのではないだろうか。言い換えれば、 と思われる証言の拒絶を許すことに、 の があるとの配慮からである。この点からも、 可否が問題になることはない。 真実発見を犠牲にしても、 真実発見に必要不可欠 証言拒絶権の存在意 ` 利益衡量否 筆者は、 守るべき 法が証言

本決定に問題があると考える。

į, 同義であるのか、 条後段・一三条後段・二九条二項等、 似する「公共の福祉」という言葉が使われている(憲一二 ろが明確でない。成文法である憲法や民法では、これに類 かなる意味であるかが、 ①と③の関係も、以下に述べるように、 ①で言われている「公共の利益」の意味するとこ がこれら成文法上の概念である「公共の福祉」と 別の意味であるのか、 明らかでない。 民一条一項)。「公共 別の意味とすれば、 しかし、 問題である。 少なく

じる。

的意義や影響のある重大な民事事件」

きな誤りはないであろう。

一方、

③で言われている「社会

の報道は、

社会の利

とも個人の利益

(私益) とは別の社会の利益と解して、大

いうことと、 益にもかかわるものと考えられる。 報道の対象が

そこで、①と③は抵触しているのではないかとの疑念が ことを、要件としている であるため……当該証言を得ることが必要不可欠で」ない 「当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件 関するものであることを要件(積極的要件)とし、 証言拒絶を認めるために、①で、報道が「公共の利益 目指していると言うことができよう。ところが決定理由 な民事事件」であるということは少なくとも同様の方向 したがって、ある報道が「公共の利益」に関していると (前述のように、 「社会的意義や影響のある重大 消極的要件)。 ③ で、

では、 人のゴシップ報道が例外か)。 は当然のことである(強いて言えば、 て自由に報道されることが公共の利益にかなっていること もしれない。 そして、そのような解釈が本決定の真意に沿っているのか ていると解釈すれば、 こと自体が公共の利益にかなうか否かが、 ただし、①では、 報道の対象である事件の社会的重大性が問題にされ しかし、 当該事件につき自由 ①と③の間に抵触は いかなる報道対象であ したがって、①を右のよう 前述のように、 「な報 ないと言えよう。 問題にされ、 n 道 がなされ 原則とし 3 る

報を提供したことが強要罪やそそのかしの罪による結果で

情報提供の事実が判明するのは、

多くの取

が、

取材源の立場も考慮しなければならない。たとえ情

あるとしても、

ても、

るまでもないことである。 に解釈するとすれば、 それは わざわざ利益衡量の要素にす

に触 は 場合のことであろう。このこととの関連で、 の自由の重要性に鑑み、 以下「そそのかしの罪」という)等により罰せられるべき 員に対する秘密漏えいのそそのかしの罪(国公一一一条。 狡猾な取材活動を行い、 れる」場合とは、 ②;で言われている「取材の手段、 記者等の報道関係者が執拗なまたは 強要罪 取材活動の違法性の判断に慎重で (刑二二三条) 方法が刑罰法令 判例も、 や国家公務 取材

準を前提にするならば、 有罪判決を受けている。 秘密電文漏えい事件において新聞記者がそそのかしの罪で 却されるとしているわけではなく、 あるが、 取材活動であることを理由に当然に違法性が阻 報道機関の取材活動のあり方い この判例の立場と本決定②iの基 実際に、著名な外務省 か

しない、という考慮によるのであろう。 者の側については仮にそのように解することができるとし この否定は、 そのような取材手段を執った者は保護に値 しかし、 報道関係

んによっては、

証言拒絶権が否定されることがあり得

る。

材源にとって迷惑であり、 たしかに、 報道関係者に取材源に関する証 望まないところであろう。 言拒 絶 権が付

否定されるのもやむを得ない、 道関係者側に守るに値する利益がなければ、証言拒絶権 た者を保護するためではないとの考え方を貫くならば、 あって、同条同項二号所定の場合のように秘密を打 九七条一項三号所定の報道機関の職業の秘密であるからで 与されているのが、二で述べたように、 取材源が民 ち

明 if

意思により情報を提供した者は、取材源であることを開 しかし、 強要もそそのかしも受けることなく、 という結論になりそうであ

る。

されずにすむ(それ自体は正しいことである)のに、

提供の事実を暴かれてしまうというのは、 されてあるいはそそのかされて情報を提供した者は、 衡平でなく妥当

ある。 材がなされた場合にも、 でもない。したがって、 らこの結論を導き出すことは難しい。 しかし、民訴法一九七条一項二号・三号の解釈論 取材源 刑罰法令に触れる手段、方法で取 の開示は阻止されるべきで それではなに から導

き出すのであろうか。本件では取材側は刑罰法令に触れて ないと認定されているので、 筆者は一応、 情報源であることの開示が、 詳細に論じることはしな 強要な

そそのかしの結果情報を提供してしまった者の尊厳や自

論のための理由になるのではないか、と考える。権を害し、したがって憲法一三条に反することが、この結

ゆえ誰

が取材源であるかが判らないのに、

取材源の承諾

あると認定されるような事態は考えにくい。

道関係者の側に刑罰法令違反があった場合であり、 しかし、 決定理由が述べていること 的保護に値しないとして、 の開示により生じると予測される取材活動 〇条一 供が刑罰法令 項、 本決定理由が証言拒絶権を否定しているのは、 読売新聞記者事件第一審決定は、 法人税法一六三条)に触れる場合には、 (具体的には、 証言拒絶権を認めなかった。 (2) i ) E 国公法一〇九条一二号・一〇 やや紛らわしい。 取材源の情報提 への悪影響は法 読売新 取材源 報 本

の遂行が困難になることもない なく、それゆえ、 よって取材源と報道機関との信頼関係が損なわれることは ことは、 承諾している場合には、 2 ii 一応是認されよう。このような場合には、  $\bar{\sigma}$ 取 報道機関の職業が深刻な影響を受け、 材源となった者が取材源 証言拒絶権が認められないという からである の秘密の開 開示に 示を そ

四

取材源に関する証言拒絶権との関連で生じるが、

本決

ではなく、

付随的に述べられたものと推測される。

取材源の側に刑罰法令違反があった場合である。

聞記者事件第一審決定が証言拒絶権を否定しているのは、

₺

報道関係者が取材源に関する証言を拒絶し、

それ

の先例であった。

しかし、

同事件では、

証言を拒絶した記

自ら取材源を明かしてしまうならと

があったとの理由で、

ただし、

証人尋問を受けた報道関係者が、

取材源の承諾

う。 この点は、 ずである。 階にあるかは、 定されるということになろう。 審理(トライアル)の段階に来ていれば、 基本事件の手続が開示 権が否定されるという事態は、 利益衡量説に従うとしても、 とを挙げている。これを反対解釈すれば、 8 本決定は、 この点でも本決定理由は疑問である。ただし、 結論に至るための重要な根拠とされてい 証言拒絶権の消長を決するものでは 証言拒絶権を認める理由の一つとして、 (ディスカバリー) ②iiの基準によって証言拒 しかし、 現実には起こらないであろ 基本事件がどの段 の段階にあるこ 基本事件 証言拒絶権が -が事 るわけ

以前には、前述のように、北海道新聞記者事件決定が唯一本件報道をめぐる一連の裁判(以下、「本決定等」という)本件報道をめぐる一連の裁判(以下、「本決定等」という)定では争点にならなかった問題

したがって、

ではないので、本稿では論じない。

とは二つのタイプがある。 とは二つのタイプがある。 とは二つのタイプがある。 には二つのタイプがある。 には二つのタイプがある。

定で争点になっているわけではないので、本稿ではこれをこの問題は、理論上も実務上も重要である。しかし、本決形成に、したがって事実認定に影響を及ぼすか否か、及ぼ形成に、したがって事実認定に影響を及ぼすか否か、及ぼ230に、したがって事実認定に影響を及ぼすか否か、及ぼれの道がでは、報道関係者の証土海道新聞記者事件のような事例では、報道関係者の証

いう問題である。これも、本決定で争点になっているわけ最近ではインターネット記者にも証言拒絶権があるのかとち、特定の報道機関に属さないフリーのジャーナリストや、色権の主観的範囲が問題になるとの指摘があった。すなわ2 既に北海道新聞記者事件決定を契機として、証言拒2

- になった。本稿において筆者もこれにならう。を用いず、新聞・雑誌名その他適宜の方法で表示するよう「□○記者事件」と事件を表示していたが、最近は個人名(1) かつては、証言を拒絶した報道関係者の姓を用いて
- 最決昭和五五年三月六日判時九五六号三二頁=判夕四○八時九三七号一六頁=判夕三九四号四七頁。特別抗告審決定、昭和五四年八月三一日下民集三○巻五~八号四○三頁=判昭和五四年五月三○日判時九三(2)第一審決定、札幌地決昭和五四年五月三○日判時九三

号五六頁

- 3 事案は、刑訴法二二三条・二二六条に基づき取材源に関す 用されている)で、取材の自由は憲法二一条の精神に照ら 三巻一一号一四九〇頁 しかし、最高裁は、最大決昭和四四年一一月二六日刑集二 法二一条の保障するところではないとして、これを否定し うものである。最高裁は、取材源に関する証言拒絶権は憲 たところ、証言拒絶罪 る証言を求められた新聞記者が、宣誓および証言を拒絶し た (最大判昭和二七年八月六日刑集六巻八号九七四頁)。 刑事事件としては、 (博多駅事件。 (刑訴一六一条) で起訴されたとい 古くは、 朝日新聞記者事件がある。 本決定理由中でも引
- (4) 一井泰淳=下久保翼「本件判批」新聞研究六六五号三(る考え方を変更した、と言われている。

十分尊重に値すると述べて、

朝日新聞記者事件におけ

- と解している。 本決定は札幌高裁決定よりも証言拒絶権の範囲を広げた. 大工強 二〇〇六(法学教室三一八号別冊)八頁(二〇〇七年)。 三頁 (二〇〇六年)、鈴木秀美「本件判批」判例セレクト 「本件判批」金商一二六六号四頁(二〇〇七年)も、
- (5) 本件原々審決定、新潟地決平成一七年一○月一一日判 下(二〇〇七年)等によった。 ての証言拒絶に関する最高裁決定」法時七九巻五号一頁以 判例集未登載の決定については、右崎正博「取材源につい 抗告審決定、 集未登載。 記者事件第一審決定、東京地決平成一八年四月二四日判例 四日判時一九二六号四二頁。 読売新聞記者事件第一審決定、東京地決平成一八年三月一 京地決平成一八年五月二二日判タ一二二〇号二四六頁。 日判例集未登載。 一八年六月一四日判時一九三九号二三頁。同許可抗告審決 月一七日判時一九三九号二三頁=判夕一二〇五号一一三頁 ター二○五号一一八頁。原審決定、東京高決平成一八年三 最決平成一八年一〇月一七日判例集未登載。 同抗告審決定、東京高決平成一八年一〇月一九 東京高決平成一九年二月二二日判例集未登載 月刊テーミス編集長事件第一審決定、 同抗告審決定、 東京高決平成 共同通信
- 6 社会面、 『取材源の秘匿』をめぐる報道の自由と知る権利」法セ六 たとえば、 朝日新聞同日朝刊一面、 読売新聞二〇〇六年三月一五日朝刊一 第二社会面、 服部孝章 面

9

- 新聞の引用は縮刷版によった。 1○号八頁以下 (二○○六年)。 本注および次注に お けける
- (7) たとえば、 社会面、朝日新聞同日朝刊一面、第三社会面 読売新聞二〇〇六年一〇月 四日 朝刊

8

補訂版、二〇〇五年)、松本博之=上野泰男『民事訴訟法 (一九八四年) も利益衡量説を前提にしていると言えよう。 小林秀之「証言拒絶権・秘匿特権」民商九○巻四号九四百 五頁(一九七九年)も利益衡量説に分類できよう。 二〇〇六年)等。坂原正夫「判批」Law School 一五号六 絶権」『民事証拠法大系第3巻』七七頁以下 (青林書院) 五年)、春日偉知郎「証言拒絶権」 "講座新民事訴訟法Ⅱ 民事訴訟法(6)。三二二頁以下〔坂田宏〕(有斐閣) 社、全訂版、一九八九年)、谷口安平=福永有利編『注釈 菊井維大=村松俊夫『民事訴訟法Ⅱ』五○三頁(日本評論 事訴訟法の争点』二六七頁(有斐閣、 年)、兼子一ほか『条解民事訴訟法』一〇〇〇頁〔松浦馨〕 『演習民事訴訟法2』一七九頁以下(有斐閣、 座2』一三七頁以下(日本評論社、一九八一年)、小島武 (弘文堂、一九八六年)、遠藤功「証言拒絶権の要件」『民 四六頁以下(弘文堂、一九九九年)、早田尚貴 「証言拒絶権の範囲 伊藤眞『民事訴訟法』三五一頁以下(有斐閣) 柏木邦良 「企業秘密と証言拒絶」『新実務民事訴訟 -技術・職業の秘密」伊藤眞ほか 新版、一九八八年)、 一九八五 一証言拒 一九九

F√。年)、川嶋四郎「判批」法セ五六二号一二一頁(二○○一年)、川嶋四郎「判批」法セ五六二号一二一頁(二○○七四○二頁(弘文堂、第四版補正版、二○○六年)、青柳幸四○二頁(弘文堂、第四版補正版、二○○六年)、青柳幸

- 六号四三頁)では後者の見解を「定型的判断説(利益衡量事件第一審決定に対する判例時報のコメント(同誌一九二稿では便宜上これらの名称を用いる。なお、読売新聞記者後者は必ずしも実務や学説に定着したものではないが、本(10) 「利益衡量説」と「利益衡量否定説」の名称のうち、
- にしている。 七四頁が指摘しているように、代替証拠の有無のみを問題(11) 北海道新聞記者事件第一審決定は、小林・前掲注(8)

否定説)」と名付けている。

(12) ちなみに、北海道新聞記者事件当時において、取材源に関する証言拒絶権に関する学説は、肯定説(一般に拒絶を肯定する見解)、制限肯定説(公表か今後の取材に支障をきたすとか、公表しないことが社会的にみて職業上の解が不可欠的証拠である場合などは取材源は職業上の秘密重要訴訟では取材内容が重要要証事実に当たり、また取材重要訴訟では取材内容が重要要証事実に当たり、また取材重要訴訟では取材内容が重要要証事実に当たり、また取材重要訴訟では取材内容が重要要証事実に当たり、また取材を対象が不可欠的証拠である場合などは取材源は職業上の秘密に該当しないが、そうてない場合には該当する、という見能が不可欠的証拠である場合といれていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解)に分類されていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解)に分類されていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解)に分類されていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解)に分類されていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解》に分類されていた。詳細は、斎籐秀夫編『注解民事訴解》にの収取する場合には対している場合にはいる。

注(8)六四頁以下、住吉博「判批」判夕四一一号二六五頁新聞研究三三六号七四頁以下(一九七九年)、坂原・前掲部政男「記者の証言拒否権――札幌地裁決定と学説――」訟法⑤』四六頁以下(第一法規、初版、一九七七年)、堀

- 13) 前掲注(5)東京高決平成一八年六月一四日(一九八○年)等参照。
- (4) 本件決定理由中にも引用されている最決平成一二年三月一○日民集五四巻三号一○七三頁は、民訴法二二○条四月一○日民集五四巻三号一○七三頁は、民訴法二二○条四月一○日民集五四巻三号一○七三頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一二四頁(二○○一年)、加之「判批」リマークス二二号一十長七〇頁(二○○一年)、加之「判批」リアークス二二号一十長七〇頁(二○○一年)、即村泰貴説をとる趣旨であると解しているのに対して、田邊誠「判批」ジュリー二○二号一十五九頁(二○○一年)は、最高裁は利益衡量の必要性を否定しているわけではない、と高裁は利益衡量の必要性を否定しているわけではない、とのは、対策を表面によって、対策を表面によって、対策を表面によって、対策を表面によって、対策を表面によって、というによって、対策を表面による。対策を表面によって、
- (16) 現在の憲法学界においては、本文で述べたように考え(15) 春日・前掲注(8)一四三頁、一五四頁以下。

年)もこの問題に言及している。

二一条の精神から尊重されるべきであるとしている。 
二一条の精神から尊重されるべきであるとしている。 
第(弘文堂、二〇〇五年)。ただし、小山剛「取材源の総匿」法学教室二三六号二〇頁(二〇〇〇年)は、証言拒 
を整成(弘文堂、二〇〇五年)。ただし、小山剛「取材源の 
を権は憲法二一条に親和的権利であるが、同条の要請であるとまでは言えないと述べている。判例では、注(3)に引 
るとまでは言えないと述べている。判例では、注(3)に引 
の要請であるとまでは言えないと述べている。 
が表述、取材の自由は憲法

- (17) 兼子ほか・前掲注(8)九九八頁以下 (松浦)、斎藤秀(17) 兼子ほか・前掲注(8)九八頁以下。ただし、谷口=福永編・前掲田・前掲注(8)六八頁以下。ただし、谷口=福永編・前掲注(8)三 五○頁、早第二版、一九九三年)、伊藤・前掲注(9)三五○頁、早第二版、一九五頁以下(松浦)、斎藤秀(17) 兼子ほか・前掲注(8)九九八頁以下(松浦)、斎藤秀(17) 兼子ほか・前掲注(8)九九八頁以下(松浦)、斎藤秀(17) 兼子ほか・前掲注(8)九九八頁以下(松浦)、斎藤秀(17)
- (18) 法務省民時局参事官室編『民事訴訟手続の検討課題(18) 法務省民時局参事官室編『民事訴訟手続に関する改正試案(別冊NBL二三号)』第五証拠・二証人尋問・2証言拒絶権(商事法務、一九九一年)。第五証拠・二証人尋問・2証言拒絶権(商事法務、一九九四年)。 第五証拠・ 二証人尋問・2・(三) 第五証拠・ 二証人尋問・2・(三) 第五証拠・ 二証人尋問・2・(三) 第五証拠・ 二証人尋問・2・(三) (別冊NBL二三号)』第五証拠・ 三証人尋問・2・(三) (別冊NBL二三号)』第五証拠・ 三証人尋問・2・(三) (別冊NBL二正人尋問・2・(三) (別冊NBL二正人尋問・2・(三) (別冊NBL二正人母に対して、版室勝彦「改正民訴法から消えたメ社判する文献として、飯室勝彦「改正民訴法から消えたメ社判する文献として、飯室勝彦「改正民訴法から消えたメ社判する文献として、飯室勝彦「改正民訴法から消えたメ社が合意といる文献という。

- 牛)がある。
- の学説の状況がまとめられている。 一九八七年)。古い文献であるが、古崎・前掲にそれ以前一九八七年)。古い文献であるが、古崎・前掲にそれ以前法(裁判実務大系(38)』三頁以下〔村重慶一編『国家賠償訴訟一年。復刻版、一九九九年)、村重慶一編『国家賠償訴訟の学説の状況がまとめられている。
- 3) 大工・前掲注(4)四頁がこれらを挙げている。
- (i) 利益衡量説は一般に衡量すべき事項として事件の性質(j) 注(4)に掲げた、一井=下久保・判批、鈴木・判批。

も右と同義であろう。 量の明確な基準たり得ない、と批判するさいの「公益性」 が利益衡量説に対して、「事件の公益性の程度」は利益衡 また、利益衡量否定説に立つ、伊藤・前掲注(9)三五一頁

ている「社会的意義や影響のある重大」性と同義であろう。

軽重を挙げているが、それは本決定において言われ

- (24) 注(8)に同じ。
- 伊藤・前掲注(9)三五一頁はこの趣旨か。

25

- ) 住吉・前掲注(12)二六六頁、小林・前掲注(8)七六頁。) 最決昭和五三年五月三一日刑集三二巻三号四五七頁。
- な事例とがあり得ることを指摘している。七年)が、北海道新聞記者事件のような事例と本件のよう曽我部真裕「本件判批」ジュリー三三二号二一頁(二○○
- 柏木・前掲注(8)一四六頁、伊藤眞「違法収集証拠・

ディアの証言拒絶権」

法セ五〇一号一八頁以下(一九九六

二七頁〔坂田〕、春日・前掲注(8)一五○頁注(5)、早 成の関係に言及している。 田・前掲注(8)八七頁以下等が証言拒絶と裁判官の心証形 民事訴訟法。一八五頁 =村松・前掲注(8)五○五頁、谷口=福永・前掲注(8)三 証言拒絶権」井上治典=伊藤真=佐上義和編『これからの (日本評論社、 一九八四年)、菊井

(29) 住吉・前掲注(12)二六六頁、 と公正な裁判」判タ三九九号一七頁 (一九八〇年)、 部・前掲注(27)二一頁がこの問題に言及している。 清水英夫「取材源の秘匿

> ものとして、 服部・前掲注(6)がある

圭吾・判評五八五号二五頁以下(二○○七年)が公刊された。 (追記2) 脱稿後初校までのあいだに、さらに本件評釈として、

駒村

二〇〇六年一二月号三〇頁以下、長谷部恭男・ジュリー三二 六二四号一○六頁(二○○六年)一○六頁、 部・前掲注(27)のほか、以下のものがある。川嶋四郎・法セ 前掲注(4)、右崎・前掲注(5)、青柳・前掲注(9)、曽我 た、一井=下久保・前掲注(4)、鈴木・前掲注(4)、大工・ ○○七年)。また、読売新聞記者事件第一審決定に言及する (二○○七年)、安達栄司・ひろば六○巻七号五七頁以下 (二 以下(二〇〇七年)、飯田稔・亜大四一巻二号一五一頁以下 頁以下(二○○七年)、松井茂記・法学教室三一九号三二頁 頁以下(二○○七年)、松本博之・ジュリー三三二号一二九 九号二頁以下 (二〇〇七年)、坂田宏・ジュリー三二九号九 本件の評釈や本件に言及する文献としては、本稿で引用 山田健太・民放